

教 育 文 化 委 員 会 記 録 (No.33)

1 日 時 令和6年11月21日(木)

午前10時09分 開会

午後 0時39分 閉会

2 場 所 第6委員会室

3 出席委員(9人)

委 員 長	永 井 佑	副 委 員 長	森 結実子
委 員	宮 崎 吉 輝	委 員	中 村 義 雄
委 員	中 島 隆 治	委 員	木 下 幸 子
委 員	大久保 無 我	委 員	藤 沢 加 代
委 員	有 田 絵 里		

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

都市ブランド創造局長	井 上 保 之	総 務 課 長	明 石 卓 也
文化企画課長	楠 本 祐 子	文化芸術担当課長	荒 牧 かな子
観光にぎわい部長	山 口 奈穂子	エンターテインメント担当課長	秋 吉 悟
門司港レトロ課長	彌 榮 真 里	スポーツ部長	濱 田 孝 洋
スポーツ施設担当課長	川 合 浩 治	教 育 長	田 島 裕 美
教 育 次 長	高 松 淳 子	中央図書館長	神 野 洋 一
中央図書館副館長	竹 永 政 則	運営企画課長	藤 原 定 男

外 関係職員

6 事務局職員

委員会担当係長	梅 林 莉 果	書 記	森 浩 次
---------	---------	-----	-------

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	陳情第208号 市議会における、市教育委員会会議への門司鉄道遺構に関する決議について	陳情2件について継続審査とすることを決定した。
2	陳情第214号 旧門司駅遺構の調査・保存について、文化財保護審議会に意見を聴くことについて	
3	陳情第202号 市議会における鉄道歴史デジタル保存に関する決議等について	継続審査とすることを決定した。
4	指定管理者候補の選定結果について（都市ブランド創造局所管分）	都市ブランド創造局から別添資料のとおり報告を受けた。
5	指定管理者候補の選定結果について（教育委員会所管分）	教育委員会から別添資料のとおり報告を受けた。
6	質の高い教育環境の整備について	調査結果について、別添報告書（案）のとおり取りまとめることを決定した。
7	観光・文化・スポーツの振興による都市ブランドの向上について	

8 会議の経過

（陳情第214号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。）

○委員長（永井佑君） それでは、開会します。

本日は、陳情の審査を行い、都市ブランド創造局から1件、教育委員会から1件、それぞれ報告を受けた後、所管事務の調査を行います。

初めに、陳情の審査を行います。

まず、陳情第208号、市議会における、市教育委員会会議への門司鉄道遺構に関する決議について及び陳情第214号、旧門司駅遺構の調査・保存について、文化財保護審議会に意見を聴くことについては、いずれも旧門司駅舎関連遺構に関するものであるため、2件を一括して議題とします。

陳情第208号について、事務局に文書表を朗読させます。お願いします。

（文書表の朗読）

ありがとうございました。

陳情2件について、当局の説明を求めます。文化企画課長。

○文化企画課長 陳情第214号、旧門司駅遺構の調査・保存について、文化財保護審議会に意見を聴くことについて御説明いたします。

門司港地域複合公共施設の整備事業は、地域に点在し老朽化が進む施設を集約・建て替えず

ることで、利便性の向上と地域の活性化につなげることを目的に、9年にわたる年月をかけて計画的に進めてきた重要な事業でございます。整備事業を進めるに当たりまして、昨年3月に試掘調査を行ったところ、旧門司駅舎に関する遺構の一部が発見され、文化財保護法第95条に基づき、新たに埋蔵文化財包蔵地に設定し、適切な文化財保護に努めております。

旧門司駅関連遺構の出土に関しましては、専門家や市民の皆様などから多くの御意見、御要望をいただいているところでございます。こうした御意見のうち、遺構を現地に保存してほしいという御要望に対しましては、施設と遺構の共存案や個別建て替え案など様々な観点から検討を行っております。しかしながら、築94年を超える区役所をはじめ、耐震性やバリアフリーに課題のある施設など、老朽化対策は待ったなしの状況でございます。また、代替地がない中、市民の安全・安心が第一との考えの下、市としては本事業を予定どおり現地で進めるといふ決断に至ったものでございます。そのため、旧門司駅関連遺構に関しましては、丁寧に発掘調査を行い、記録として保存することとしております。

北九州市文化財保護審議会は、文化財の市の指定に際しまして、教育委員会の諮問に応じて開催、審議いただく審議会でございます。今回の旧門司駅関連遺構に関しましては、文化財に指定するものではないことから、文化財保護審議会に諮問する予定はございません。

なお、審議会の委員の皆様には、諮問という形式にこだわらず、必要に応じ御意見を伺ってまいりたいと考えております。

続きまして、陳情第208号、市議会における、市教育委員会会議への門司鉄道遺構に関する決議について説明させていただきます。

文化財の記録保存調査とは、開発などで文化財が現地に保存できない場合に、写真や測量などを記録として残し、保存することでございます。旧門司駅関連遺構に関しましても、整備事業に伴い記録保存調査を行っており、現在、現地調査は終了し、文献調査等に取り組んでいるところでございます。

調査に当たりましては、国や九州地区の基準に基づき、適切な水準で行っておりまして、全体の3D計測を行うなど、詳細な記録の作成に努めたところでございます。調査は、国から権限を移譲されております福岡県と協議しながら進めてきておりまして、福岡県には、調査の終了後、埋蔵文化財発掘調査終了届を提出し、調査の内容について報告することとしておりまして、別途検証機関を設ける予定はございません。

また、門司港地域複合公共施設整備事業につきましては、これまで市議会での議論など民主的なプロセスを進めておりまして、改めて検証機関を設ける予定はないとお伺いしております。

なお、北九州市文化財保護審議会は、文化財の市の指定に関して審議する組織でございます。記録保存や施設整備を検証する機関としては適切ではないと考えているところでございます。以上でございます。

○委員長（永井佑君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。質問、意見はありませんか。藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） 今日の陳情のことからはちょっとずれるかと思うんですが、今、10時から同じ時間帯で市長が記者会見をしているということなんですけれども、私は30分前にその記者会見をするということを、建築のほうで、都市戦略局か、複合公共施設の建設が15日から始まっているので、それで市民の意見とか専門家の意見も取りあえずは聞いたということで、具体的な保存の方法についての説明があるように伺いましたけれども、今日市民の方からこうやって陳情が出て、そして、それについて審査をするというふうな委員会があっているのに、もう決まっちゃって、そして記者会見をするっていうようなことが、そんなことがあるのだろうかと思いましたね。私は、これはそれこそ常任委員会軽視、議会軽視、そして市民軽視だと思うんですけれども、ここはそういうことについての議論をする場ではないかもしれませんけれども、最初に意見として申し上げたいと思います。

それでは、質問に入ります。

今、陳情に対して課長が答えたんですけれども、陳情ではいろいろ要望されておりますけれども、まず課長の答えの中でとても疑問に思ったんですが、文化財保護審議会についてです。文化財として指定するつもりはないので文化財保護審議会に諮問しませんと言われたんですけど、それを私がちゃんと聞き取れているかどうか、まず確認したいと思います。それでいいでしょうか。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 北九州市の文化財保護審議会というのは、教育委員会の諮問に応じて審議していただく事項でございまして、北九州市の指定の文化財に登録する際に諮問をしているような状況でございます。今回の開発に伴いまして文化財としての指定ということには行いませんので、諮問はしないということでございます。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） そしたら、文化財としての価値を認めないということだと思うんですけれども、そうすると、その価値を評価するのが市の行政でいいんですかと。それを文化財保護審議会の専門家の方々にやっていただくというのが筋でできているんじゃないかなと思ったんですけど、そしたら文化財保護審議会の存在なんて要らないんじゃないでしょうか。私は今の答弁の中で、そこのところの考え方というかやり方がとても疑問といたしますか、おかしいんじゃないかと思いましたね。いかがですか。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 我々が価値を認めていないということではございません。そもそも最初の段階でも申し上げましたけれども、昨年3月に試掘調査を行いまして、それまで埋蔵文化財の包蔵

地という、ここに埋蔵文化財が眠っている土地というようなところにはこちらは指定されておられませんでしたが、地域にとって特に重要であるというようなところで、たしか今年の5月だったと思いますけども、埋蔵文化財包蔵地というものに指定をしたところでございます。

価値づけと言われたところに関しましては、指定の際の作業というような意味の価値づけということであれば、先ほど申し上げましたように、文化財として残すことはないのです、そうしたことは行ってないところでございますけども、この発掘調査の中で所見等も上げる中で、そうした価値については、意味合いとかそういったものについては所見としてしっかりまとめていくところでございます。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） この間、この門司港のことについては、1年近くあちこちで議論にもなってきましたので、いろんな考え方があると、いろんな立場があるというのは理解しながらも、都市ブランド創造局、元の市民文化スポーツ局、そして文化財行政が教育委員会から移ってきている、ここで文化財の価値をきちんと評価して、残せという立場を主張しないで、この局の文化企画課の存在意義があるのかというふうに、私は今日、1時間ぐらい前の話ですけれども、思いました。つい怒りが湧いてくるから、あまり私は怒らない人なんですけど、これは議会軽視でもあり、そしてもう一つは、この都市ブランド創造局、文化企画課の存在する意味もないんじゃないかとここで思いましたね。

ですから、根本的に今の北九州市の文化財行政が本当におかしいなと思いますけれども、ここでそこまで言うてどうなるものでもないかもしれませんが、私はそうやって意見として申し上げておきたいと思います。そうすると今、もう一回繰り返しますが、文化企画課の存在意義って御自分たちでどのように考えますか。これが1つ。

先にこれをお答えいただきたいと思います。ほかにも質問したいことがあります。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 文化企画課の存在意義というようなお尋ねでございました。我々は今、補助執行として、文化財に関することをやっております。それにかかわらず、広く芸術文化の振興等も我々がやっているところでございます。特に教育的な視点ですとか、また、市長部局に来たことで、経済的な観点というか社会的な効果、例えば観光との連携、そうしたものも幅広く考えていく必要があると考えております。

文化財行政につきまして、特にこの門司港に関しましては、我々も非常に大切な遺構であるということは認識をしております。そうした中で、どういった形で共存できるかというのを我々も開発部局と一生懸命検討してきましたし、議論を重ねてまいりました。そうしたところの結果が、皆様というか全員の御納得をいただけるような形ではなかったというところは我々も認識しておりますけども、そうしたところをしっかりと踏まえまして、今後とも文化振興に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） それは建前としてそうおっしゃるかもしれませんが、ここの都市ブランド創造局自体がないがしろにされていますよね。私はだから、今市長は建築のほうで記者会見しているということなんですけれども、そうすると、文化財なんかそっちのけで結局その建設を進めるということで、ここでまだいろんな議論が行われているときに何でぶつけるのかなというふうに、本当にそう思います。

ですから、私はこれまで何度も言ってきましたけれども、文化企画課は文化財保護を大事にするところだからこそ、もっと主張してもらいたいと、それは私たちも応援しますということで、先ほど陳情者の方から議会に対しても厳しい御指摘がありましたけど、私は、ヘリテージ・アラートが何回も発せられるような文化財行政になるかと思うと、私たち自身、本当に市民が恥ずかしいなと。世界にですね。そんなふうに思います。これはもう意見として申し上げておきたいと思います。

それで、質問なんですけど、昨日の毎日新聞の記事を読みまして、門司港駅遺構現地保存を大勢。北九州市文化財保護審議会が会合。審議会せず解体を決定。市へ不信の声もと、そういうタイトルがついているんですけれども、そこで、これまで文化財保護審議会が開かれないということが問題になってきたんですけれども、この間、この問題が起こってから文化財保護審議会は全く開かれていないと思っていたんですが、今回のこの記事によりますと、北九州市が8日に開いた市文化財保護審議会の会合に出席した委員の大半が遺構の現地保存が望ましいと発言していたことが複数の委員への取材で判明したとあります。

さっきの課長の答弁とつじつまを合わせるといいますか、課長の答弁を聞きましたら、文化財として指定する意思はないから文化財保護審議会には諮問をしなかったということなので、文化財保護審議会が開かれてこなかったというふうな認識を私は持っておりましたが、それで、文化財保護審議会としては一度も開かれなかったということなのか、それとも、今回会合が行われたとあるんですが、これってどういう位置づけの会合なのでしょう。その手続、何の会議で、何をするために開いた会合なのか。正式な文化財保護審議会ではないみたいなんですけど、これって何ですかというふうに質問させてください。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 文化財保護審議会の懇談という形で、11月8日に懇談の場を持っております。これに関しましては、先ほど申しましたように、諮問事項がなく、審議会の開催予定がない状況でございましたけども、個別に審議委員の方に意見を聞く中で、委員から、非公式での開催でもよいというような、意見交換の場が欲しいといったような御意見をいただいております。そうした意向を酌んで、懇談という形で開催させていただいたものでございます。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） こういう懇談会は何回か開かれているのでしょうか。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 こうした形では、私が理解しているこの門司港の案件については初めてでございます。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） そうしますと、文化企画課の呼びかけで14人の委員に案内を出して、そして、集まっていたのが9人だということなのですが、ここで何のために意見を聞いたのでしょうか。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 先ほど申し上げましたように、他の委員からも意見交換の場が欲しいというふうな御意見をいただいておりますので、それで開催させていただきましたし、いただいた意見につきましては、これまでいただいた意見も同じですけども、開発部局と共有をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） 8日に開いたということなので、今日がもう21日なので、2週間ぐらい前に開かれたんですかね。そうすると、この間、文化企画課、都市ブランド創造局として、この意見がどういうふうに今日の市長の記者会見に反映されていると私たちは考えたらいいのでしょうか。反映されるのかどうかということですね。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 これまでいろいろな御意見を、審議会のみならず専門家の方、市民の方から多数いただいております。今回の審議会、この懇談に関しましては、審議委員の方、専門家、それから文化財を守る立場として、まずは全面保存していただきたいということがもちろんございましたけども、その中でも、それがかなわないならば、例えばれんが一個でも現地に置いてほしいというような思い、一部現地保存、一部移築といったできる限りの努力をしてほしいといった様々な御意見が出たところでございます。

そうしたものの、これだけでなくこれまでの意見全てを考慮しながら、どうしたことができるか、安全・安心を第一に、整備はなるべくスケジュールどおり進めていく、その中で最大限どのようなことができるかというようなことを議論いたしまして、今日発表の内容としましては、工事に大きな影響を与えない場所で遺構の一部を現地にそのまま残すような措置をすること、それから、遺構の一部取り出し、造成工事をして、遺構の例えばれんがとかを取り出しますので、そうしたときに残せるようなものは残しておいて今後その展示に活用していきたいというような大きな方針を会見の中で発表されているとお伺いしております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） この審議会の方々への懇談会を開きたいというような案内は、どこの名

前でどういう形で出されたんでしょうか。文書で出された。

○委員長（永井佑君）文化企画課長。

○文化企画課長 まずは日程調整をメールで差し上げまして、その後に文書も添付した形でメールで通知を差し上げております。以上でございます。

○委員長（永井佑君）藤沢委員。

○委員（藤沢加代君）メールっていうのは、今私たち市民が文書館などに行政文書として開示請求したら見せてもらえるものなんですか。私も行政文書とか公文書というものは何なのかなというふうに関心を持っているんですけども、今、時代が変わってきているから、前のような紙に書いたものというよりも、今、メールだったっていうことなんですけど、そういうものも全て公文書に入るという考え方でいいんでしょうかね。そしたら、見せてもらえるかなと。

○委員長（永井佑君）文化企画課長。

○文化企画課長 すいません、電子記録につきましての取扱いは我々も専門外でございますので、よろしければ総務市民局に確認をさせていただきたいと思っております。

○委員長（永井佑君）藤沢委員。

○委員（藤沢加代君）じゃあ、見せていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

それで、今の課長のお話によれば、やっぱり文化財として指定はしないけれども、文化財の価値を認めて、認めてっていいですか、専門家の意見も聞いて、残せるものは残したいということのようでしたけれども、そしたら、この懇談会の方々の意見というのは、8日だから、今日市長が記者会見している中に反映されているのかどうか分かりませんが、今日市長が発表している中身についてはもちろん都市ブランド創造局は御存じなんですよね。どうなんでしょう。

○委員長（永井佑君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長 今日の発表でどのような内容の話がされているかは、もちろん見えていないので分かりませんが、おおむねこういう方向性で今日は外に出すというのは我々も情報共有させてもらいました。ぎりぎりのところだったんですけども、ゆうべのうちに整えて、こういうことだということで情報共有していただいております。

先ほどから、いろいろと審議会のやり取りをさせていただいておりますけれども、課長が申しました、市の指定にする際に教育委員会が諮問をして、そして先生方の知見をもって市の指定についていろんな御意見をいただくというふうな仕組みになっているというのは御説明したとおりです。ただ、審議会という形式でなくても、例えば現地を見ていただいたり、あるいは今回のように御要望があれば、そういった意見交換の場を設置していろんな御意見をいただくと。御意見をいただく内容については、当初からいろいろいただく中で、全面保存がいいとおっしゃられた方、それに変わりがない方もいらっしゃるし、状況から見て、先ほども御説明しましたけれども、なかなか難しいけれどもできることをやっていただきたいというよう

な意見もありました。

そういう意見につきましては、これは今までの様々な御要望であるとか声も含めて我々はしっかり読み解いて、それは開発部局に全て情報共有をさせていただいております。そうした長い間のいろんな要望を踏まえての今日ということだろうと思いますので、我々としては、できる限り何とかできないかということは、今後ほかの文化財につきましても、また今後の活動につきましても、そういうスタンスで文化財について思いを寄せていきたいと考えております。以上です。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） そうしますと、情報共有ということは今局長が言われたんですけども、とにかくこの公共施設の建設については都市戦略局の管轄ということでやられていると思うんですけども、そうしますと、都市ブランド創造局の役割は何なのかなと思って、改めて疑問が湧いてきましたけれども。

ちょっとまた話が別になりますが、さっきの文化財保護審議会の懇談会です。これは懇談会の先生方の意見というのはちゃんと議事録にまとめられているのでしょうか。そしてまた、審議会とか委員会というのは、本来、議事録ができてホームページなんかにも公開されているので、本来は公開されるべきものとは思いますが、今回の懇談会というのがどういう位置づけか分かりませんが、記録はちゃんと取られて公開するものと考えていいのでしょうか。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 こちらの議事に関しましては、議事要旨という形で、委員の方にも作成に当たって確認を取りまして、取りまとめているところでございます。本番の審議会であればホームページでの公表義務があるかと思っておりますけれども、こうしたところについては、今回非公開という形ですしておりますので、どういう形で公開していくかというのは今後検討が必要かと思っておりますけれども、例えば情報公開で求められた際にはつまびらかにしていくものと考えております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） 公開されるということなんですが、それで、今回の、市長が今日具体的に公表している、発表しているかと思っておりますけれども、その具体的な中身について決められた、決定された部署というのはどことどこで、都市ブランド創造局や教育委員会はそのようなところに出てその意思決定に関わっているのかどうか。情報共有とは言われましたけれど、関わっているのかどうか。そして、その意思決定過程については、私たち市民あるいは議員が検証できる記録や公文書としてちゃんとあるのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 こちらの方針の決定につきましては、我々都市ブランド創造局も入りまして、また、いただいた専門家の御意見等も踏まえまして、いろいろと議論をしているところでござ

います。議事録につきましては、確認をしないとあれですけども、皆さん顔を突き合わせて常に打合せをしておりますので、こちらの議事録に関して作っているかどうかというのは私も確認ができていないところでございます。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長 事業の主体につきましては、開発事業の主体であります都市戦略局となります。我々としては、先ほど申し上げましたけども、様々な先生方あるいは市民の方々からいただいたこういった要望、それから我々の調査の中での考えなどを含めてそこにぶつけていくというような形で情報交換も常にやっております。それこそ日々やっていると、多いときには1日数回やることもあります。ただ、個々についてそれを一個一個文書に落としてというような作業をしているかということ、それは基本的には会って話して、また戻って会ってという形ですので、一個一個を文書に残しているということはないと思います。以上です。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） 非常に市民も議員も関心を持っている課題なので、きちんと後で検証できるような仕組みをちゃんとやっていただきたいと、これは要望しておきたいと思います。

それで、もう一つお尋ねしたいのは記録保存についてです。記録保存は具体的に今進行中だと思うんですけども、この記録保存は、通常でもいいんですが、こうやって急いでやるものかと思うんですが、一般的なこれまでの文化財保護行政からして、今掘り上げたばかりのところを記録していくのに、本当に壊しちゃったら分からなくなってしまうかと思うんですけども、こういうスピードで記録保存というのはされていくものなんでしょうか。専門的な立場からどうなんでしょうか。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 今回の発掘調査につきましては開発に伴う調査でございまして、発掘調査、現場の調査が終わりましたら皆さん速やかに事業に着手していくというのが一般的な流れかと考えております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） 一般的な流れというのはよく分かるんですけども、記録保存というのがちゃんとできたというのはどれぐらい、もちろん時と場合によって違うかと思うんですけど、一般的にこれで記録保存が終わりましたというところまでに開発をしちゃうのが普通なのかということですね。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 先ほども申しましたように、現地の調査が終わりましたら工事に着手されるというのは一般的なことでございますけども、その後、記録保存といいますのは、文献の調査ですとかそうしたものも行いますので、最終的な報告書をまとめるのには2年ほど時間を要するものでございますので、それまで待って工事を進めるということはなかなか難しいのかなと

考えております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） ありがとうございました。

そうしますと、今日も急いで記者会見が行われているようなんですが、15日からもう工事が始まるってということで、この15日の決定というのはやはり建築のほうでやっているかと思うんですが、こんなに15日とか急いでやらなくてもいいんじゃないかなと思うんですが、こんなのは普通ですか。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 工事のことですので、我々がなかなかお答えしづらいところですけども、目標に向かってスケジュールどおり進めていくためにこういったスケジュールで行っていると聞いています。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） そうしますと、やはりまたちょっと疑問が残るんですけども、今日のような陳情とかっていうのがこの都市ブランド創造局に係るということ自体が、何か別のところに、それこそ建設建築委員会、あちらのほうに係るのが、そこで議論してもらうほうがいいのかもしれないと思うんですけども、だから本当に都市ブランド創造局、文化企画課の存在意義を改めて疑問に思います。私たちは、ちゃんと工事が進んでいくということについては全くあずかり知らぬ委員会というか局になっているわけだから、それを議論する、そして、もうちょっと一旦止まって考えませんかというようなこともあろうかと思うのに、そういうこともできないわけじゃないですか。そういう意見も言えない。だから、これは行政の仕組み全体に疑問を投げかける、そういう事案だと思いますので、今後どこにどうその陳情を持っていくかというようなことを考えるべきだということを意見として申し上げておきたいと思います。

最後に、都市ブランド創造局として、それでも文化のことについてこれまでもずっと考えて、ここに埋蔵文化財の部署もあるわけですけども、こういうことは将来的にこれからもあり得ると思うんですけども、議会は議会としてありますけれども、市民の意見、それから専門家の意見をどこまで聞いていくかということについては、私はやはり今回幅広い人たちが声を上げておられるんじゃないかと思うんですね。多岐にわたっていますよね、課題もね。複合公共施設と埋蔵文化財の保存というふうなこともありますし、そして、複合公共施設自体が急いで、何で15日なのというのは、これまでのスケジュールどおりというのが答弁にはありましたけれども、それを、大事なものが出てきたんだからもうちょっと広く専門家の意見を聞きましょうと。

しかも、世界遺産としての価値があると言われていたとても貴重なものだという中で、一旦立ち止まらないというのも変だなと。何で立ち止まれないのと。JRの土地ならば民間の土地として仕方がないかもしれないけど、北九州市が建てるものでしょ。将来に遺恨を残すという

こともあり得るかと思えますね。ですから、ここではそれを言っても仕方がないかもしれませんが、私はそんなに急いでしないで、もっと広く、今日の陳情の人々、その他の方々もいらっしやると思えます。ですから、もう少し、あそこに建てる意味とか、図書館が1階に来るとか、ハザードマップも見直しを言って言っているし、全国的に災害も本当にいつ何が起こるか分からないということで、全国的な準備の見直しもあっている中で、急いでやるのが北九州市政にとっていいのかどうかということをいま一度考えるべきだと、意見として申し上げて、終わります。

○委員長（永井佑君） ほかに。大久保委員。

○委員（大久保無我君） 話を巻き戻すというか、古い話になるかもしれませんが、今答弁の中にもいろいろあったんですが、旧門司駅遺構が非常に大切なものと認識しておりますという御発言もあった中で、それでも文化財保護審議会は開いていないと、そこに諮問するようなことはしないということだったんですけど、結局、文化財保護審議会はそれを北九州市の文化財として認めるかどうかについての審議をするということになるんですけど、じゃあその文化財保護審議会に対して、これは文化財として指定してほしいとか文化財に値するんじゃないかということを判断する人がまずその手前にいるわけですよね。皆さんが非常に大切なものであると認識をしながらも、じゃあ文化財には値しないと、文化財として指定するまでに行かないという判断を下したのは一体誰で、どういう議論を経てそういう判断に至ったのかというところがまだ私には分からないんですよ。そこら辺を説明いただけますでしょうか。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 文化財保護審議会の委員には、昨年11月にも現場の発掘調査の状況等を見ていただきまして、コメントをいただいております。そうしたところの意見というのは、先ほど申し上げているとおり開発部局にもしっかりお伝えをしているところでございます。

そうした中で、じゃあ市としてその開発をいかにしていくのか、それを考えたときに、やはり老朽化、市民の方の安全・安心が第一ということで開発を進めていく、こうした方針に至ったものでございますので、結果として文化財に指定することがなかったというような流れでございます。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 大久保委員。

○委員（大久保無我君） 文化財の先生方は、これは私も直接確認したわけではないんですが、新聞報道で見る限りでは、皆さん保存すべきだという意見だったと認識をしています。それは開発部局に伝えたが、言い方がいいか悪いかは分かりませんが、それについては大きく考慮していないような印象になりますよね。結局は、保存すべきだという声がたくさんあったにもかかわらず開発のほうにかじを切っているという事実を見ればということだと思えますよね。

さっきの質問のところでも十分答えられていないんですが、最終的に誰が判断をして文化財保護審議会にかけなくてよいということになったのかについて、もう一度お聞きします。

○委員長（永井佑君）文化企画課長。

○文化企画課長 先ほど申し上げましたとおり、開発を行うことになりましたので文化財として残すことはないということで、審議会に諮ることがないということでございまして、それは市として開発を進めるという意味決定に至ったものと考えております。以上でございます。

○委員長（永井佑君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長 少し整理をして申し上げますと、経過としては、先ほど課長が説明したとおりで、我々としては調査を進めていったんですけれども、そこに物が建つという前提で、じゃあなくなる、なくなつてはいけないのでということで、記録っていうような流れになっていくんですが、最終的にその建物を、やっぱりここしかない、安全・安心のためにここしかないっていう決定をしたために、そういった意味ではこの遺構というのはその先には行けない、だからしっかりここに何があったかというのを記録していこうという流れです。なので、しなくていいっていう決断をしたっていう御質問だったと思うんですけども、そういう場面にはそういった意味では当たらない。例えば誰がしなくていいっていうような決断をしたというよりも、そこに建物が建つということになったら、これはそういった意味では完全に重なっておりますので、それがそのまま守れないということであれば記録保存をしっかりとやるという流れですので、しなくていいという場面というのはないというようなことだと我々は認識をしております。以上です。

○委員長（永井佑君）大久保委員。

○委員（大久保無我君）ということは、そもそも文化財に値するかしないかも判断していないってことですよね。でも、大事な遺構だということは文化財保護審議会の方々に意見を聞いたときには分かるわけですよね。そのときに、これは文化財に値するんですかということも当然聞くと思うんですが、それってそのときにそういうことも聞いていないんですかね。

○委員長（永井佑君）文化企画課長。

○文化企画課長 我々は、先ほども申し上げましたとおり、埋蔵文化財の包蔵地として指定して、その中で、今回開発が行われるということで、形ある文化財としては残らないかもしれませんが、記録として残していくということで、文化財として認めていないとか認めているとか、そういったことではないかと考えております。以上でございます。

○委員長（永井佑君）大久保委員。

○委員（大久保無我君）この件に限らず、本来であれば、市が方針を決めていくときに、こうして議会とか委員会を開いて、今日も市民の方が陳情に来られていますけども、そういった議会での議論を経て、そうした議論されたものを踏まえて最終的な決定を市は下していくものなんだろうと思います。とりわけこの旧門司駅遺構に関してはかなり多くの議論がされておりますし、市としても各地で市民に対しての説明会を開いていらっしゃる。今日もこうして市民からの陳情が出ているにもかかわらず、市長が同じ日に、まさにその委員会の審議の最中に合

わせるかのようにこの遺構についての方針に関する記者会見をやっていますよという状態はちょっと異常なのではないかなと思います。

さっきも言ったように、こうした議論を経て本来は方針等を決めていくんだろーと思ひますし、いやそれでも議論は経ていまして、議論は終わっていますと云うんだら、じゃあ今まさにこの委員会は何のためにみんな議論しているのかっていう話になるわけですよ。この委員会の存在であつたり市民の声であつたり我々市民の代表たる議員の声というものは一体どこに届くのだろうかということになるんですよ。そういうことを一体どう考えているんだろーな市長はということ強く強く思ひますし、ぜひ市の執行部、当局におかれまして、こういうやり方、何か逆なでするような感じになっていませんかということは強くいさめるべきだと私は思ひます。意見を申し上げまして、終わります。

○委員長（永井佑君） ほかに。中村委員。

○委員（中村義雄君） 確認ですけど、今の大久保委員の話で、私が理解しているのは、法的にやらないといけない話と、望ましいというレベルの話があつて、法的に調査をしないといけないっていうのは、時代が江戸時代か何時代か忘れたんですけど、それ以前のは法的に必ずやらないといけない。今回の時代はそこに該当していないから、行政の判断でやるかやらんかを決めていいものかという理解をしていましたけど、それでいいんですかね。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 文化庁からも通知が出ておりまして、古さに段階がありまして、江戸時代については地域にとって重要なもの、そして、近代については地域にとって特に重要なものについては、埋蔵文化財として調査をなささいというような流れになっております。そこが地域にとって重要なものという判断をどういった形でやるかというのは、その地域の歴史とかそうしたところに鑑みて判断していくものですが、我々は、先ほども申し上げましたように、やはり門司の歴史がそこに眠っているというところで、埋蔵文化財包蔵地に指定したところでございます。その中で、今回、法に基づいて発掘調査を行ったと。そうしたところで、法により適正に行っているところでございます。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 中村委員。

○委員（中村義雄君） ちょっとよく理解していないんですけど、僕は一定の江戸時代より昔かどうかという理解をしていたんですが、今の説明だと、近代もそこに該当する、で、その重要度っていう判断があつて、その重要度という判断は行政がしていいっていう、重要度の基準が何かあるのかなのか。今の話だと、行政側が、自治体が判断していいっていう理解なんですかね。

まず一番に守らないといけないのは法律なんで、僕は法律に違反しているかどうかというところがまず大事な論点になると思うんですけど、違反していないと思ひているんで、違反していないというのをもう少し分かりやすく説明してもらえますか。

○委員長（永井佑君）文化企画課長。

○文化企画課長 先ほど申しました埋蔵文化財包蔵地に指定するかどうかというのは行政の判断でございますし、今我々行政が行う開発というのは文化財保護法の第94条に位置づけられておりますので、それを福岡県に届け出まして、発掘調査をして報告するというような手順になっておりますので、我々は法に基づいて適正に行っていると考えております。以上でございます。

○委員長（永井佑君）中村委員。

○委員（中村義雄君）適正にやっているっていうことが確認できました。ありがとうございました。

市長の今日の発表の件は、結果的にはやっぱりタイミングが悪いなと思います。ただ、執行部もこのことに関しては、私も9月議会で、一部残すことも含めて、ゼロ・100じゃなくて考えるべきじゃないかという質問と提案をさせていただきました。結果的にはそのようになっているんだと思います。皆さんの中でいろんな議論があって、たまたまこのタイミングになったんだろうというふうには理解をしていますが、大久保委員も言われたように、もうちょっと配慮があったほうがよかったのかなと思いますので、今後こういうことがあるときにはその辺の配慮は議会側としてもしていただきたいなと要望して、終わります。

○委員長（永井佑君）ほかに。森委員。

○委員（森結実子君）陳情に係る質問をさせていただきたいと思っております。

今陳情に上がっていて、今日、別紙という形で資料も頂きましたが、これは県が残している協議書の一部であります。私が頂いたものはほかにも何枚もあるんですが、県はきちんと協議書を残しています。さっき局長からも、一日何回も打合せをしているので一々残せるものではないというお話がありましたが、これは大切な資料として残すべきものだと思います。なぜそのような努力をしなかったのか、教えてください。

○委員長（永井佑君）文化企画課長。

○文化企画課長 先ほども局長が申しましたように、一日に何度も協議をして、皆さん顔を突き合わせて議論をしていると。そういった中で議事録は作成していなかったというのはこれまでも御説明させていただいたとおりでございます。以上でございます。

○委員長（永井佑君）森委員。

○委員（森結実子君）なぜ努力をしなかったかということを聞いています。

○委員長（永井佑君）文化企画課長。

○文化企画課長 我々は皆さん顔を突き合わせて議論をしておりますので、その中で共有ができていくというような認識でございます。以上でございます。

○委員長（永井佑君）森委員。

○委員（森結実子君）顔を突き合わせて協議をして、その場で記録が残らなければ、どこで誰

が何をどんなふうに協議したかということが何も残らないと私は考えています。この問題は、複合公共施設を建てるという一事業ではなく、文化財が出てきたという大変複雑な事業になっていると思います。これは後に検証をかけることもあると思います。

9月にヘリテージ・アラートが出てからも、本市は一度も立ち止まることはしませんでした。これは世界遺産級であると、世界遺産を認定する機関のユネスコが諮問をする ICOMOS がそう言っているのです、確かな情報であるとも思っています。

本市にも世界遺産があります。官営八幡製鐵所の旧本事務所が、近代化遺産の一つとして登録をされています。国も観光事業の一つとして、世界遺産を増やしてインバウンドを増やそうという方針で動いています。その中で、ヘリテージ・アラートが出ているにもかかわらず一回も立ち止まらずに、壊し続けるとしたのは、紛争地域と北九州市しかありません。この事実は本当に世界的に恥ずかしいことであり、私たち地方公共団体としては、してはいけない判断だったと私は思っています。私見です。

私がこの事業についていろいろと調べ始めたのは年明けでした。1月25日の一部移築から、私は、なぜこのようなことが委員会に報告もなく行われるんだろうかという、年明けからずっと疑問を抱いておりました。議会の中でも、大庭副市長が、建物を建てることになったからにはこれを価値づけするわけにはいかない、文化財として残すわけにはいかないという、文化財保護法に抵触するような発言をされています。これは大変大きな発言で、文化財とか考古学をなさっている方々の間では、北九州市の文化財行政は何をしているんだと大変な問題になっています。皆さんの耳に届いていないかもしれませんが、今、日本中で、北九州市は大変恥ずかしい判断をしたということになっています。それについて責任はお感じになっていらっしゃいますか。

○委員長（永井佑君） 都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長 開発に係るものの最終決定というのを我々文化の担当がするというのはなかなか難しいと思います。我々は、それに至るまでにいろんな学芸員の知見を踏まえて、そこで調査をします。それが何だということも含めて、そしてその内容をしっかり残すと。今回に限っても、先ほど申し上げましたけども、法律の94条に基づきまして、開発に伴う調査ということで、かなり丁寧にやったと思います。それはもう森委員も御存じだと思いますけども。その上で、先ほどからも言っていますが、開発部局としては、老朽化した建物、これは一刻も早く何とかしなきゃいけないという判断の下で苦渋の決断をされるということになったんだろうと思います。

こうした意味では、いろいろなことが重なり合って、今回の案件というのは非常に難しい案件だったんだろうと思います。結果としてそういうことになりましたので、我々としては、できること、しっかり調査をして、そのものについて後世につなげる、じゃあ3Dをどういうふうに使うのか、分かりやすくどういう形で若い方々にお知らせしていくのかということに全力

を尽くしてまいりたいと思っています。以上です。

○委員長（永井佑君） 森委員。

○委員（森結実子君） 私も議員をしてまだ4年弱でございます。市がどのようにしてこういうものを進めているのかっていうのも、大きな事業として初めて出会った案件であります。

しかしながら、民間であれば、ここはもう開発するので文化財を残せないという判断もあると思いますが、私たちは地方公共団体であります。文化財保護法にのっとれば、きちんと遵法精神を持っていれば、私たちはこの遺構を保存し活用することが義務づけられています。ごめんなさい、責務であります。義務ではありません。失礼しました。それをきちんと踏まえて遵法精神を持っていれば、このような判断には私はならないと思っています。

発掘調査の法94条に基づいてというお話をなさっていました。それは当たり前のことであって、発掘調査はしなきゃいけないものであります。この発掘調査につきましても、私は以前から言っておりますが、今ちょっと思い出しただけでも3点ほど、文化財保護法に抵触する部分があります。

トレンチを入れて遺構が出ているにもかかわらず、そこは行政上の遺構で掘ることは必要ないという、これは文化庁にも聞きましたが、まるでそんな言葉はないという言葉を使って、議会に適切でない意見をずっと言って、そこを包蔵地にしませんでした。ですので、そこは発掘調査をしていません。これは文化財保護法に抵触しています。

また、6号上屋のところは開発するところに延びているのが確実に分かっているにもかかわらず、既にもう財団は撤収して、みんな引き揚げています。発掘調査はしていません。これも文化財保護法に抵触すると思われます。

また、今残っている明治時代の遺構については調査をしました。3Dでもちゃんと残していただいていると思います。しかし、その下の最下層までの発掘調査は済んでいません。これも文化財保護法に抵触いたします。こういうことは、地方公共団体である私たちが絶対してはいけないことだと私は思っています。

まず建物を建てなきゃいけない、もちろん区民の安心・安全が第一ということはよく分かります。でも、これもなぜこんなに時間がかかったかという検証をされていますか。設計会社を3回も変えたからです。だから、お金もかかった、時間もかかった。それは行政の失策であります。それを棚に上げて、9年もかかったんだから今建てなきゃいけないと言って、文化財を軽視するようなことを地方公共団体がすべきではないと、私見ではありますが、思っております。

この件につきまして、今、市長が発表されているようです。既に私たちのタブレットの中にも格納されているので、さっき拝見いたしました。これは有識者の意見がとても入っているとは思えない判断です。このように、誰が判断したか分からない、誰が決定したか分からないようなことを、これは世界遺産級と言われた遺構です。それに対して大変軽んじた行動をするこ

とは、地方公共団体としては全く適切でないと思っております。

1月25日から、市長は議会や委員会への報告の前に既に記者会見をして、それを既成事実として走らせてきました。3月15日に行った市長記者会見には、真実は一つもありませんでした。こんなことをしていたら、二元代表制、民主主義も崩れてしまいます。私は、今回のことに関しては執行部の皆さんには大いに反省をしていただきたい。そして、私からは遺憾の意を表して、終わりにいたします。

○委員長（永井佑君） 文化企画課長。

○文化企画課長 森委員から幾つか御指摘があった点を答弁させていただきたいと思っております。

まずは、トレンチを入れたけども発掘調査をしていないではないかと言われたような点でございますけれども、こちらにつきましては、昭和時代と思われるコンクリートの構造物、それから埋立ての造成土を指していると思っておりますけれども、そうしたものは、先ほど行政上の遺構というような形で森委員はおっしゃいましたけれども、言い方を変えるならば、開発に伴う調査が必要な遺構ではないというふうに我々は考えております。今年、文化庁が8月に公表した指針にも、遺跡の全てが埋蔵文化財包蔵地に相当するわけではないということも示されております。そうしたところで、我々は法に基づいて適正に行ったところでございます。

また、6号建物、今回の追加調査で発掘されたところですが、こちらの延びを調査していないというような御指摘もございましたが、現場の作業員というのは11月11日に撤収をしておりますけれども、こちらの6号建物の延びにつきましては、市や芸術文化振興財団の学芸員によりまして11月13日まで発掘調査をしっかりと行っているところでございます。終わりのところまで確認をしております。

それから、全体的に申しますと、法の抵触、こちらについては我々、法を犯しているという、法に抵触しているということは全くないと考えております。先日も、先ほど申し上げましたように、この調査というのは県に報告が必要なものでございます。調査が終わりました先日も、県の担当者に来ていただいて現場を見ていただきまして、記録保存の調査は適切に行われているというようなコメントもいただいておりますし、例えば図面の補足などの助言もいただいております。現場で対応を確認させていただきまして、今後の造成工事の中で必要に応じて立会いをするなど、引き続き現場をしっかりと見るようにというような御助言もいただいたところでございまして、我々は適正に対応させていただいているところでございます。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 森委員。

○委員（森結実子君） 終わりにするつもりです。ただ、一言申し上げます。

遺構を掘っていないところについては、私はちゃんと有識者に意見を求めています。構造物だけが埋蔵文化財ではありません。あそこの埋立地には、あそこをきちんと掘れば、どれだけの量をどれだけの日数でどれぐらいのもので埋め立てたかっていうことも分かるはずなんです。

それもきちんとして、それは地元の方々にとってもこの地域にとっても大切な遺構なんです。それが分からないような文化企画課であるならば、きちんと有識者を交えてきちんと判断をするべきだと思います。以上です。

○委員長（永井佑君）ほかに。なければ、いいですか。ここで副委員長と交代します。

（委員長と副委員長が交代）

○副委員長（森結実子君）永井委員。

○委員（永井佑君）幾つかお尋ねします。

今日の市長の記者会見で発表するという内容がメールに届いていて、見させていただきました。複数の委員からも指摘がありました。その中に、一部保存と、そのまま残すというふうなメールも届いていますが、これはどんなものを誰の判断でこういうことになったのか、そのプロセスを教えてください。

○副委員長（森結実子君）文化企画課長。

○文化企画課長 詳細にどの部分を具体的に残すというところまでは決まっておられませんけども、この辺りであれば残せるというようところが今方針として打ち出されたものかと思っております。これに関しましては、発掘調査の成果も踏まえておりますし、専門家の御意見、そうしたところ全体を勘案したできる限りのところでございます。以上でございます。

○副委員長（森結実子君）永井委員。

○委員（永井佑君）最終的には誰の判断ですか。

○副委員長（森結実子君）文化企画課長。

○文化企画課長 開発部局とも我々も話しまして、市として総合的に決定したというような、方針を出したというようところでございます。以上でございます。

○副委員長（森結実子君）永井委員。

○委員（永井佑君）北九州市の判断ということがよく分かりました。

そういうことであれば、今日の陳情第214号の中に出ている、現在までに文化財保護審議会に遺構の価値と保存について諮問しないままに遺構の保存方針を決めていると、諮問しないままという文章がありますが、北九州市としてはここには当たらないという認識なんですか。

○副委員長（森結実子君）文化企画課長。

○文化企画課長 そもそも諮問する事項ではないと考えているところでございます。以上でございます。

○副委員長（森結実子君）永井委員。

○委員（永井佑君）全体的に、文化財を保存するということに関して1年弱議論をしてきたと思いますが、方針決定のプロセスというのが明らかでないということも1つ問題になったと思います。修正動議を出した中にも、それは私たち議会としても記載をさせていただいたのは御存じだと思います。

複数の委員の皆さんからも記者会見の話がありましたけど、今メールに送られていることをそのままここで議論するというのは正直難しいですよ。陳情にも絡むことです。これは都市ブランド創造局だけの責任ではないかもしれませんが、今日の今日で、じゃあ委員会を遅らせましょうかということにはならないですし、皆さんの予定もある、執行部の皆さんの予定もある。大分前から話を重ねてきて今日という日を迎えたわけですね。市長に関して、北九州市に関しては、ずっと前からあらゆる専門家が、協議をしてくれと。保存を求めているかもしれません、現地保存を求めているかもしれません、いろんな考えがあったにせよ、協議を求めていたわけですね。にもかかわらず、昨日は直接会ったみたいですが、当事者団体、一般の市民の方々も団体をつくって要望を上げられてきた、その中で委員会の当日にぶつけてきて、課長からも市長の方針の答弁を十分に得られていないと。詳細なのは答弁できないでしょ、今、記者会見で。できますか。

○副委員長（森結実子君） 文化企画課長。

○文化企画課長 皆様のところにも資料が届いているかと思えますけども、この辺りというところが示されている段階で、市長の発表もその段階だと我々は認識しております。具体的にここというのが今決まっているということではないと伺っております。以上でございます。

○副委員長（森結実子君） 永井委員。

○委員（永井佑君） 分かりました。それは承知しました。

その決定に関して、市の方針に関しても、まず私たちも、発掘調査、文化財を保護する部局が入っている所管の常任委員会として、議会として、まずそれを聞いてから質問を考えるわけですし、当局の皆さんにもヒアリングをするわけですから、これは市長にぜひ持ち帰っていただいて、市の方針決定のプロセスがおかしいと修正動議を出した中身がありましたから、ぜひ局長が市長に伝えていただいて、ぜひ今後の議論の修正をしていただきたいと思います。

この問題というのは本当にプロセスがどうだったのか。先ほどもお伝えをさせていただきましたが、市長が新しく替わって、複合公共施設の建設というのは前からある話ですが、文化財保護、門司の遺構というのは、大きくは今の武内市長になってから問題になった話ですよ。市の方針決定のプロセスと発掘調査の在り方、いろいろな問題が、市民にとっても議会にとっても、これはおかしいんじゃないかと多くの声が上げられた問題ですから、今後、今回の門司の遺構だけではなく、開発が伴うということは、試掘、発掘、いろんな調査が行われていくわけですね。遺構も発見される可能性もありますし、この福岡、北九州市、九州地域というのはこういう遺構が存在する地域だという指摘も新聞報道等でもあったと思います。

まずは議会にも、そして市民にも適切に説明して、そして、何が出たのか、市としてはこう考えているとちゃんと対話をして、方針が決まってから議会にも説明をする、市民にも説明する、それを私個人は修正動議を出した段階では求めていたことではないと、これはお伝えをさせていただきます。

今日が終わった後、市長の記者会見も再度見させていただいて、またお尋ねをさせていただきたいと思いますが、最後に1個だけ聞きますけど、5つの方策というのを書かれています、この部分なら保存できますというふうなこと、その価値の評価っていうのはどうされていくんですか。方針としてそれはあるんでしょうか。

○副委員長（森結実子君） 都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長 基本的には、どの部分が残るかというのはまだ確定はしていないと思うんですが、今表面に出ているものについては、これまでの調査で、それがどういうものであるとか、また、それをもって、現場では終わりましたが、これから文献調査でさらにいろんなものを深めていくということになると思いますが、その内容についてはこれまでの調査で我々はつかんでいると。一方で、そこがどういうものだから残すというよりも、現状、工事に影響がなく、また、設計とかも扱うことなく、いろんなことを工夫しながら、その中で一部を現地に残すことができそうだと聞いておりますので、その中の条件に合ったところがじゃあどういうものかというのは、我々の持っている調査の結果に照らし合わせて、こういうものだという説明はできると思います。以上です。

○副委員長（森結実子君） 永井委員。

○委員（永井佑君） でも、それはもうやっぱり開発が伴っていますから、文化財保護として適切かと言われると、そうじゃないんじゃないかという感想を持ちました。

この部分については、文化財保護審議会の皆さんにはどういうコミュニケーションを取っていくんでしょうか。

○副委員長（森結実子君） 文化企画課長。

○文化企画課長 先ほども申し上げましたように、どの部分がしっかり残せるかというのは今から検討を重ねていくと思いますので、その中で必要に応じていろんな声、知見をいただくこともあるかと思っております。以上でございます。

○副委員長（森結実子君） 永井委員。

○委員（永井佑君） そしたら、これまでの委員会の中でも、保存に関して、活用に関しては文化財保護審議会の皆さんにお知恵をいただきたいと思いますという趣旨の答弁をされてきたと思いますから、ここは必ず協議をしていただけるんですね。

○副委員長（森結実子君） 文化企画課長。

○文化企画課長 必要に応じて審議会の委員、それもそれぞれ専門がございますので、そうしたところの知見についてはいただきたいと考えております。以上でございます。

○副委員長（森結実子君） 永井委員。

○委員（永井佑君） 福岡県との関係はどうなんでしょうか。

○副委員長（森結実子君） 文化企画課長。

○文化企画課長 今回のこの発掘調査に関しては、先ほどもお伝えしましたように、法に基づ

いたところでの対応をさせていただいておりますけども、それ以外の部分、例えば展示の活用とかそうしたところのアイデアにつきましても必要に応じて県には協議させていただきたいと思っておりますし、我々はこの門司港以外の案件でも常に県とはコミュニケーションを取っておりますので、そうしたいろんな助言をいただければと思っておりますのでございます。以上でございます。

○副委員長（森結実子君） 永井委員。

○委員（永井佑君） 市民の安全・安心を守り、門司の遺構の記憶をつなぐ5つの方策とありますが、これは今見たばかりですので、私たち議会としても、これが本当に適切な方針なのか、それは今後協議すべき、調査をすべき内容だと皆さんにお伝えして、終わります。

○副委員長（森結実子君） ここで委員長と交代をいたします。

（副委員長と委員長が交代）

○委員長（永井佑君） ほかにございませんか。

ほかになれば、陳情2件については、いずれも慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

次に、陳情第202号、市議会における鉄道歴史デジタル保存に関する決議等についてを議題とします。

事務局に文書表を朗読させます。お願いします。

（文書表の朗読）

ありがとうございました。

本件については、議会に決議を求めるものですが、審査の参考とするため、当局の説明を求めます。門司港レトロ課長。

○門司港レトロ課長 陳情第202号、北九州市内の鉄道の文化や歴史のデジタル保存等を提言するについて御説明いたします。

まず、鉄道の文化や歴史に関する資料の収集や提供につきましては、北九州市では、JR九州との連携の下、九州鉄道記念館を運営しており、九州で活躍した貴重な車両の展示や鉄道の歴史が学べる学習ゾーンの設置などを行っております。その中で、列車が九州の風景の中を走る映像を配した鉄道大パノラマ、門司港駅から折尾駅までのリアルな映像を使った運転シミュレーターによる臨場感あふれる操縦体験ゾーン、100年前のプラットホームの会話が再現された客車といったデジタルを活用した展示にも取り組んでおり、鉄道の文化や歴史を分かりやすい形で提供するための工夫を行っております。

また、鉄道歴史のデジタル保存等につきましては、JR東日本企画による車両・駅舎の3Dデータ化、国鉄等の流れをくむ公益財団法人交通文化振興財団による乗車券や時刻表等の交通

資料のアーカイブ化の例からも分かりますように、交通事業者や交通関係団体などが主体となった取組が重要な役割を果たすものと考えております。今後、交通事業者などのデジタル化の取組に北九州市の協力が必要な場面が出てきた場合には、協力してまいります。

次に、アニメなどを活用した北九州市のイメージアップについては、北九州市が物語の舞台やモデルになるよう、これまで漫画家や制作会社への働きかけなどを行ってまいりました。その結果、近年、藍島がモデルとなった小説ブルバスターのテレビ放送、モノレールなど小倉の風景等がモデルとなったオリジナルアニメ、メカウデのテレビ放送などが実現しており、今後も北九州市のイメージアップにつながるような作品制作については協力してまいります。

とはいえ、列車や鉄道関連施設等を利用する際には、例えばファンが殺到する事態が想定されるなど、交通事業者等との十分な調整が必要になります。実際、10月から放送を開始したメカウデのアニメ制作に当たりましては、交通事業者と制作会社の間に北九州市の職員が入り、丁寧な調整を行うなど、旅客の安全輸送を重視した慎重な対応を行ったところであり、今後も同じような配慮が必要だと認識しております。

なお、市民の皆様からの御提言につきましては、市政に関する御提案や御相談を受け付けます市民のこえなどの仕組みがございます。鉄道歴史の保存に関する提言などにつきましても、このような仕組みの中で対応させていただきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） ありがとうございます。

それでは、陳情の審査を行います。陳情は議会に決議を求めるものとなっておりますので、委員の皆様は陳情に対する意見や執行部への質問をお願いします。質問、意見はありませんか。どなたからでも。私からいいですか。

ここで副委員長と交代します。

（委員長と副委員長が交代）

○副委員長（森結実子君） 永井委員。

○委員（永井佑君） お手元に持たれていると思いますが、陳情の最後、3番目の、市民は市長に対し、1及び2についての方法を適切な方法で提言することができるものとすると思いますが、仮にこれが決議された場合、その提言というものについては執行部でどういう整理のされ方をするのでしょうか。

○副委員長（森結実子君） 門司港レトロ課長。

○門司港レトロ課長 ただいまのような形で提言をという御質問をいただきまして、まだ具体的なことというのは現段階では決まっていないところでございますので、御意見をいただきますいろんな機会を踏まえまして今後検討がなされていくものと考えてございます。以上です。

○副委員長（森結実子君） 永井委員。

○委員（永井佑君） ほかのこういう決議を求める陳情で、こういう記載のものはあまり見たことがないんですけど、決議をするという点でパブコメをしたりというのはあまりないかもしれ

ないですけど、例えば条例をつくるとか、市の大事な方針についてはパブコメをしたいと思いますけど、その提言の中にはこういうパブコメのようなものは入ってくるのでしょうか。

○副委員長（森結実子君） 門司港レトロ課長。

○門司港レトロ課長 提言の内容がどのような形でお示しいただけるのかっていうのがこの文章からは分からないところがございますけれども、例えば今委員がおっしゃったようなパブコメ等につきましては、所管部署を含めまして、仕組みについて今後確認をしてまいりたいと考えてございます。以上です。

○副委員長（森結実子君） 永井委員。

○委員（永井佑君） 分かりました。以上です。

○副委員長（森結実子君） ここで委員長と交代します。

（副委員長と委員長が交代）

○委員長（永井佑君） ほかにございませんか。有田委員。

○委員（有田絵里君） もう意見だけになりますけれども、私はこの意見書に対して、前向きですごくいい内容だなと思っております。デジタル保存に関するということで、今回市長が発表されたような内容というのが、最終的には2月議会でされようとした一部移築に近い形になるのかなというふうに私は拝見したんですけれども、いろんな意見を集約した中で、市長やいろんな部局の皆様方が考えた方針というのが、今回示されたのとはまた別に、こういった北九州市にプラスのイメージアップをさせるような内容というのをぜひやってほしいという、こういった決議案というのはすごく前向きでいい内容だなとは私は思っております。

これを進めていけるのであれば、私はぜひ皆さんと前向きに、いろんな北九州市のイメージアップにつながる、観光にもつながるような内容というのができればいいなと思ったんですけれども、こういったアニメ制作会社とか漫画とかいろんな方法はあると思うんですけれども、例えばゲーム会社とかにそういった働きかけというのを今までされたことってあるのでしょうか。

○委員長（永井佑君） エンターテインメント担当課長。

○エンターテインメント担当課長 これまでの漫画とかアニメの会社等への働きかけですけど、例えば漫画につきましては、北九州市内の観光地や駅や商店街、それから焼きカレーなどの食べ物が登場するような漫画がこれまで41作品ございます。それから、アニメにつきましては、4作品が北九州市を物語の舞台として、モデルとして制作されて放送されております。この辺の誘致に関しましては、漫画制作会社とかアニメの制作会社とかそこら辺に、こちらの北九州市を舞台にしてくれとか、そういうところで働きかけをしておりまして、その結果、例えば先ほども申しましたアニメが北九州市を舞台に制作されるとか、そのようになっております。このようなこともございますので、引き続き、アニメ、漫画、あとは3Dもそうですけど、いろんな形で働きかけをしていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（永井佑君）都市ブランド創造局長。

○都市ブランド創造局長 少し補足をさせていただきます。

今課長が申しあげましたとおり、いろんな働きかけを行って、既に作品として実現しているものがたくさんあります。その中で、今回の陳情にありました鉄道っていう乗り物に関するものについては、先ほど説明させていただいたものがあるというようなことです。したがって、そうしたアニメとかという形のところの制作会社にはこれまでもかなりいろんな情報を提供したり、あるいは対応したりというのを十分してきているというところでございます。それが現状でございます。以上です。

○委員長（永井佑君）有田委員。

○委員（有田絵里君）ありがとうございます。

様々な方法で誘致、あとは情報提供等々していただいているんだと思いますので、ぜひこういった、これを見たときに最初に思い当たったのがモノレールを使った桃太郎電鉄のイベントだったんですけど、そのときは子供と一緒に参加させていただいて、実際に小倉駅から企救丘駅まで子供と走り回ってやったんですけども、そういったイベントを通してとか、特に有名な桃太郎電鉄とかというゲーム会社とかゲームを使ってそういった面白い企画を考えながらやっていく、いろんなところとコラボしながらやっていくのが面白いのかなと思いました。北九州市は鉄道もありバスもありモノレールもあり船もありと、いろんな交通機関がある中で、いろんなものを巻き込みながら、特にいろいろ情報提供をして提携した後の市民の皆様への情報伝達っていうのがまだまだ不足しているなど感じる部分もありますので、そういうところは私たち議員としてもやっていかないといけない部分だとも思うんですけども、しっかり市政だよりだとかホームページ、LINE、いろんなツールを使っていただいて、こういった新しいことをまたやろうとしていますとかということがあったときは、市民の皆様も、それは面白そう、わくわくするといったようなプラスに取られることもあるのかなと思いましたので、こういった新しい取組とかをされる際は、よかったらそういった情報発信とかもぜひしていただくと面白いのかなと思いました。以上です。

○委員長（永井佑君）ほかにありませんか。大久保委員。

○委員（大久保無我君）この決議の内容で、今、市から取組等を聞かせていただいたところでいうと、おおむねやっていますよっていう、決議で言いたいことは取り組んでいますよというような話だったと思うんですよ。やっていないことは、例えばデジタルのところに関しては民間さんが持っているところなので、そういうのをやる時はもちろん市は協力しますよっていうような話だったと思うんですね。それ以外はおおむね取り組んでいますし、これからは当然やっていきますよっていうようなお話だったと思うんですよ。なので、決議までするのかというのをちょっと私は思ったなというのが正直な感想です。以上です。

○委員長（永井佑君）ほかに。中村委員。

○委員(中村義雄君) 大久保委員とほぼ一緒です。内容的には否定するものではありませんけど、決議という方法についてはなじまないと思います。以上です。

○委員長(永井佑君) ほかはどうですか。

ほかになければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で陳情の審査を終わります。

ここで、本日の報告に係る職員を除き、退室願います。

(執行部入退室)

次に、都市ブランド創造局から、指定管理者候補の選定結果について、都市ブランド創造局所管分、教育委員会から、指定管理者候補の選定結果について、教育委員会所管分の以上2件について一括して報告を受けます。総務課長。

○総務課長 それでは、指定管理者候補の選定結果につきまして、都市ブランド創造局所管分の14件につきましてまとめて御報告をいたします。

資料の2ページをお開きください。

まず、選定結果の一覧です。表に記載の指定管理者候補は、いずれも本年10月に開催しました指定管理者検討会の意見を踏まえ、選定をいたしました。指定期間につきましては、条件付公募方式の2つの施設は令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間、それ以外の施設は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間となっております。

それでは、施設ごとの選定結果について御説明いたします。

3ページを御覧ください。

北九州芸術劇場及び北九州市立響ホールです。指定管理者候補は、1の(3)にありますとおり、公益財団法人北九州市芸術文化振興財団です。条件付公募方式により選定をいたしました。

7ページを御覧ください。

一番下、8の(2)市における主な選定理由です。1ポツ目、設置目的及び市の施策について熟知しており、文化振興の担い手としての役割意識も高く、市と一体となり文化振興を担う責任感や意欲が強く感じられる、2ポツ目、専門性の高い職員が配置され、プロ意識が高く、利用者満足度も高いことなどとなっております。

なお、本件は条件付公募方式を採用しているため、指定管理者候補から提出された提案資料を別データとして添付しております。後ほど参考資料1、参考資料2を御参照いただければと思います。

それでは、少し飛びまして27ページを御覧ください。

北九州市立門司市民会館及び若松市民会館です。指定管理者候補は、1の(3)のとおり、共同

企業体グループ A 2 K です。応募件数は 3 件でありました。

33 ページを御覧ください。

7 の (2) 主な選定理由ですが、1 ポツ目、文化施設の設置目的及び市の施策について十分に理解しており、老朽化が進む同施設に対し、長年の経験に基づいた安定した管理運営が期待できること、4 ポツ目、利用者からの評価が高く、地域との連携も十分に期待できることなどとなっております。

続きまして、50 ページを御覧ください。

北九州市立戸畑市民会館です。保健福祉局所管の北九州市立福祉会館と合わせた複合施設として指定管理者制度を導入しております。指定管理者候補は、1 の (3) 社会福祉法人北九州市社会福祉協議会です。応募件数は 1 件でありました。

54 ページを御覧ください。

7 の (2) 主な選定理由ですが、1 ポツ目、人的基盤と財政基盤がしっかりしていること、3 ポツ目、これまでの経験と実績があり、北九州市立福祉会館及び戸畑市民会館の設置目的を理解し、若者をターゲットとした新たな取組を提案するなど、施設の管理運営の意欲が感じられることなどとなっております。

それでは、60 ページを御覧ください。

北九州市立大手町練習場です。指定管理者候補は、1 の (3) 公益財団法人北九州市芸術文化振興財団です。応募件数は 1 件でありました。

65 ページを御覧ください。

7 の (2) 主な選定理由ですが、1 ポツ目、安定的な管理運営が可能な人的基盤、財政基盤を有していること、2 ポツ目、平成 7 年度以降、長期間にわたり大手町練習場の管理運営に対応しており、豊富な経験と実績があることなどとなっております。

続いて、73 ページを御覧ください。

北九州市立旧百三十銀行ギャラリーです。指定管理者候補は、1 の (3) 株式会社 COLT です。応募件数は 2 件ありました。

78 ページを御覧ください。

7 の (2) 主な選定理由ですが、1 ポツ目、施設の利用拡大に向けた広報活動について、多岐にわたる事業が意欲的に提案されており、市内外への積極的なアプローチが期待できること、2 ポツ目、強みを活用した自主事業が提案されており、施設の新たな活用が期待できることなどとなっております。

それでは、91 ページを御覧ください。

北九州国際展示場及び北九州国際会議場です。指定管理者候補は、1 の (3) 公益財団法人北九州観光コンベンション協会です。条件付公募方式により選定をいたしました。

96 ページを御覧ください。

(2)主な選定理由ですが、1 ポツ目、施設の管理運営理念や基本方針、それを実現するための取組を明確に策定しており、これまでの実績や経験も十分にあり、財政基盤についても問題ないこと、3 ポツ目、本館を含め、展示場、会議場と、3つの施設を一体的に運用することにより、コンベンション誘致や支援に関して、より一層の成果が期待できることなどとなっております。

なお、本件につきましても条件付公募方式を採用しているため、指定管理者候補から提出された提案資料を別データとして添付しております。後ほど参考資料3を御参照いただければと思います。

続きまして、スポーツ施設について御報告をいたします。スポーツ施設は全75施設ありますが、8グループに分けて公募を行っております。

108ページを御覧ください。

まず西部地域スポーツ施設です。対象は、北九州市総合体育館など24のスポーツ施設です。指定管理者候補は、1の(3)公益財団法人北九州市スポーツ協会です。応募件数は1件でありました。

113ページを御覧ください。

7の(2)主な選定理由ですが、1ポツ目、指定管理者として十分な実績があり、安定した施設運営が期待できる、2ポツ目、大規模大会開催時にスポーツ協会加盟団体と連携し、円滑な大会運営に尽力することで、市のスポーツ振興に寄与していることは評価できることとなっております。

125ページを御覧ください。

東部地域スポーツ施設です。対象は、北九州市立門司体育館など26のスポーツ施設です。指定管理者候補は、1の(3)北九州スポーツネットワーク共同事業体です。応募件数は1件でありました。

130ページを御覧ください。

7の(2)主な選定理由ですが、1ポツ目、指定管理者として十分な実績のある企業で構成された共同事業体であり、安定した施設運営が期待できる、2ポツ目、提案は細部まで行き届いており、SDGs普及活動、パラスポーツ推進など、市の施策を理解した提案は評価できることなどとなっております。

140ページを御覧ください。

桃園公園・城山地域スポーツ施設です。対象は、北九州市立桃園市民プールなどの10のスポーツ施設及び都市戦略局所管の北九州市立桃園公園です。指定管理者候補は、1の(3)スピナ・シンコースポーツ共同事業体です。応募件数は1件でありました。

145ページを御覧ください。

7の(2)主な選定理由は、1ポツ目、指定管理者として十分な実績があり、安定した施設運営

が期待できる、3ポツ目、都市公園との一体管理におけるにぎわいづくりに関する提案も地域と連携した提案がなされていることなどとなっております。

154ページを御覧ください。

北九州市立浅生スポーツセンターです。指定管理者候補は、1の(3)戸畑スポーツ文化グラウンドデザインです。応募件数は2件でありました。

159ページを御覧ください。

7の(2)主な選定理由は、1ポツ目、スポーツ分野における十分なノウハウ、実績を生かした施設運営が期待できる、3ポツ目、利用者拡大のための多彩なプログラムや収入増加につながる取組が期待されることなどとなっております。

172ページを御覧ください。

新門司地区スポーツ施設です。対象は、新門司球技場、新門司運動場、新門司庭球場の3施設です。指定管理者候補は、1の(3)特定非営利活動法人北九州フットボールクラブです。応募件数は2件でありました。

177ページを御覧ください。

7の(2)主な選定理由は、1ポツ目、指定管理者として天然芝の維持管理を含めて十分な経験と実績がある、2ポツ目、現状の施設の問題を踏まえた具体的な対策が考えられており、安定した施設運営が期待できることなどとなっております。

192ページをお開きください。

文化記念・曾根臨海公園内スポーツ施設です。対象は、文化記念公園管理棟を含む文化記念プール、文化記念庭球場、曾根臨海運動場の3施設です。指定管理者候補は、1の(3)総合緑地建設株式会社です。応募件数は2件でありました。

197ページを御覧ください。

7の(2)主な選定理由は、1ポツ目、これまでの経験から地域住民等のニーズをよく把握しており、着実な施設運営が期待できる、2ポツ目、地元から愛着のある施設として、地域との関わりを踏まえた具体的な提案が多く評価できることなどとなっております。

212ページを御覧ください。

北九州市民球場・三萩野球場です。指定管理者候補は、1の(3)北九州野球株式会社です。応募件数は2件でありました。

217ページを御覧ください。

7の(2)主な選定理由は、1ポツ目、指定管理者として、天然芝の管理について十分な経験があるとともに、施設の維持管理についても実績がある、2ポツ目、プロ野球など大規模大会に対応する施設として安定した運営が期待できることなどとなっております。

最後に、232ページを御覧ください。

本城・的場池公園内スポーツ施設です。対象は、本城陸上競技場等6つのスポーツ施設です。

指定管理者候補は、1の(3)株式会社スピナです。応募件数は1件でありました。

237ページを御覧ください。

(2)主な選定理由ですが、1ポツ目、本市の指定管理者として十分な実績があり、安定した施設運営が期待できる、3ポツ目、SDGsへの貢献活動など、市の施策を理解した提案は評価できることなどとなっております。

以上14件の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議会の議決を経る必要があり、令和6年12月定例会に議案として提出する予定であります。

なお、戸畑市民会館につきましては、北九州市立福祉会館とともに保健福祉委員会で審議いただくこととなっております。

以上で指定管理者候補の選定結果について報告を終わります。

○委員長（永井佑君） 運営企画課長。

○運営企画課長 それでは、八幡図書館の指定管理者候補の選定結果について報告させていただきます。

初めに、お手元の資料の説明の前に補足説明させていただきます。

本市の指定管理者制度につきましては、令和5年度に制度の在り方の検証が行われ、その結果、制度の見直しが実施されました。制度見直しを踏まえ、今回の八幡図書館の指定管理者の公募におきましても、主なものとしまして、民間のノウハウが十分に発揮されるよう、図書館サービスが適切に提供できることを前提に、司書の配置割合要件の見直し、それから、市民サービス向上を積極的に行う事業者に対するインセンティブとして、1期5年間に限って更新できる制度の導入、それから、事業者からの提案内容について社会的価値を評価するため、社会貢献の評価項目の新設などの見直しを行い、これを基に指定管理者を募集し、選定を実施いたしました。

それでは、資料1ページを御覧ください。

初めに、1、指定管理者候補についてです。対象施設は、2つの分館を含む八幡図書館で、指定管理者候補は株式会社図書館流通センターです。

米印のところですが、応募状況といたしましては、説明会に4団体が参加し、応募は3団体でした。現在の指定管理者は、今回の候補と同じ、株式会社図書館流通センターです。

2、指定期間につきましては、令和7年4月1日から5年間です。

次に、3、選定方法につきましては、学識経験者や専門家等から成る指定管理者検討会を開催し、あらかじめ設定した選定基準に基づき書類審査やヒアリング等を行い、提案書や応募団体に関する書類などを総合的に検討いただきました。市は、検討会の検討結果を参考に、指定管理者候補を決定いたしました。

4、検討会につきましては、構成員は(1)のとおり5名の方にお願ひし、(2)スケジュールに記載のとおり2回開催し、第1回目は書面審査及び応募団体のヒアリングを、第2回目は指定

管理者候補の検討を行いました。(3)検討結果ですが、この表に記載のとおり、最高得点は、表の一番左の二重丸で示しておりますが、株式会社図書館流通センターの91点でした。

2ページを御覧ください。

(4)検討会の総合的な所見につきましては、評価結果を踏まえ総合的に検討した結果、株式会社図書館流通センターが合計得点91点と最高点になったことから、検討会としては、株式会社図書館流通センターが指定管理者候補としてふさわしいと判断する。検討会での議論を十分に考慮し最終決定を行うよう市に求めることとすると示されました。

なお、検討会による附帯意見として、記載のとおり意見が付されました。

5、選定結果ですが、市が検討会の検討結果を参考に、この候補を選定した主な理由を、選定基準の審査項目を踏まえ、記載しております。1つ目の項目は、株式会社図書館流通センターは、当該指定管理施設を管理してきた実績を有し、北九州市及び他自治体における実績も豊富であるため、専門的知識や実績を生かした図書館サービスが期待できることを評価しました。2つ目の項目は、財政基盤は安定しており、人事・福利制度や体系的な研修体制も確立され、指定管理期間中における図書館の安定的な管理運営が可能と考えられることを評価しました。3つ目の項目は、子供からヤングアダルト、大人まで、多世代を対象とした提案のほか、電子図書館の利用促進など、様々な視点から図書館利用者へアプローチしようとしていることを評価しました。4つ目の項目は、PDCAサイクルによる業務の進捗管理と適正な予算執行の継続的な見直しのほか、多くの受託業務で培ったノウハウを生かした業務改善を図っていることを評価しました。5つ目の項目は、平等利用や安全対策、危機管理体制などに関し、スタッフの行動指針の明確化を図るとともに、研修等を通じた取組が行われていることを評価しました。6つ目の項目は、企業として障害者や高齢者等の雇用促進に向けた制度や職場環境の整備を図るなど、社会貢献への取組が行われていることを評価しました。

なお、選定結果の詳細につきましては次の3ページから9ページ、候補者の提案概要につきましては10ページから12ページ、検討会の会議録につきましては13ページから22ページに記載しております。

最後に、この指定管理者候補につきましては、12月の市議会定例会に指定管理者の指定議案として提出させていただく予定としております。

以上で報告を終わります。

○委員長（永井佑君） ありがとうございました。

12時を過ぎてしまっているんですけど、このまま続けてもよろしいでしょうか。

では、ただいまの報告に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。質問、意見はありませんか。
中村委員。

○委員（中村義雄君） これは本会議でも聞くんですけど、都市ブランド創造局に聞きます。

今回の指定管理については1年間延ばして、指定管理者の選び方を多分変えられているんだろうと思うんで、その延ばした効果というか変化というか、そういう論点で聞きたいんですけど、例えばさっき14の指定管理と言われていました。14が全部継続になるのかは分かりませんが、継続分で前回と替わったのが例えば14分の何個あるかとか、今聞いていたらほとんど替わっていないのかなというふうに聞こえたんですけど、それを1つ教えてください。

それと、当然、1年延ばす中で、市役所が見直しをするということはいろんな効果を狙っていると思うんで、その効果は何なのかを聞きたいんですけど、まず効果として考えられるのは、指定管理料が安くなるというのが1つ論点になるのかなと思いますけど、全体として指定管理料が前と比べてどうなのかというのを教えてください。

そのほかに、見直したから前とはこう違うんだというところがあれば教えてください。指定管理者制度が始まって初めてわざわざ1年間延ばしたんで、それで全く一緒やったんだということになると、何のために1年延ばしたんだということになると思いますんで、よろしく願います。

○委員長（永井佑君） 総務課長。

○総務課長 1年延ばした効果という、全体の総論というか全体の数字の確認等なんですけども、まず指定管理者候補が替わったところですけども、文化施設でいうと旧百三銀行ギャラリーが今回新しく株式会社COLTに替わっております。スポーツ施設はグループが変わっているんで、いろいろ難しいところはあるんですが、例えば浅生スポーツセンターですと、新しく戸畑スポーツ文化ランドデザインに替わっているということで、一定程度新しく替わったところが出ているということです。

今回1年延ばして新しく見直した点、これは市政変革推進室が主体で見直しているんですが、1つはやはり民間企業の参入を促進しようと、いろんな企業に応募していただけるような形をつくっていきこうと、もう一つは、民間ノウハウを活用して施設の価値を向上させるような取組をやっていきこうということで、制度の見直し、また1年の延期というのが行われたと我々としては把握しておるところであります。

具体的な効果として、指定管理料が全体としてどうなったのかという点でございますが、これは逆に、民間企業の適切な参入促進ということで、人件費を市の会計年度任用職員の給与を参考に積算するという算定ルールに変更しております、こちら辺はどっちかという増額の要因になっているところでございます。今回、我々は14施設というグループをにかけているんですが、全体として、前回の最終年度の額に比べて今回の1年目の提案額というのは15%以上の伸びを示していますので、指定管理料としては15%以上伸びるという形になっております。

一方で、そういったことをしておりますので、企業がしっかり参入してくれたという効果も上がってまして、前回でいいますと、14のグループがあって、そのうちの3か所で2つ以上手が挙げた施設ということで、前は20%程度が複数の企業による競争になっていたんです

が、今回は、条件付公募と保健福祉局が持っている戸畑市民会館を除く11のグループ・施設の中の6か所で2つ以上手が挙がっていますので、55%程度に複数企業の手が挙げたというような状況になっております。そういう全体の状況の御説明でした。以上です。

○委員長（永井佑君） 中村委員。

○委員（中村義雄君） さっきの説明で、2つ以上と言うけど、ほとんど2つやったような気もするんですけど。分かりました。またそれは全体で議論するんで、それがわざわざ1年延ばした成果でどうなのかなっていうのはちょっと。人件費は上がっているんで、上がるのは当然だと思んですけど、15%上がっているというのは普通の上がり方より大きいのかなという気もするし、参入したのが6か所で2つ以上というか、ほとんど2つなんでしょうけど、その結果、でも本当に替わったのは11のうちの2つか3つですよ。手を挙げて競合したのは6つだけけど、本当に差し替わったというのは今の話だと2つか3つだったと思いますけど、それをどう捉えるのかなと。

過去の場合、6年前はどんな状況なんですか。全然替わらなかったんですかね。

○委員長（永井佑君） 総務課長。

○総務課長 6年前は、すいません、私は一覧で把握しておりませんので、各スポーツとか文化で特徴的などころがあったら御答弁させていただきたいと思います。今回替わったところは、グループ分けが変わっていますので、幾つというのがなかなか難しいんですが、委員がおっしゃるように2つ以上、2つか3つぐらいは確実に替わっているというのが今回の状況であります。前回の状況は、施設ごとにお答えいたします。

○委員長（永井佑君） 中村委員。

○委員（中村義雄君） もういいですよ。時間も遅いんで、それはまた後で教えてください。

分かりました。これは基本的には全体に聞く話なので。ただ、私からすると、わざわざ1年、今までやっていないことをやるんだから、やっぱり明らかに効果が見えてもおかしくないんだろうと思うんですよ。今の説明だと何かちょっとぴんとこないというのが感想です。終わります。

○委員長（永井佑君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉輝君） 私からも、都市ブランド創造局のほうはたくさんあったので、全体的な話として、1年延ばして、今中村委員からあったように、制度に参入しやすいようにという話で、前回よりは成果としては参入者が増えたという説明でしたが、全体としてやっぱり参入者が少ないんじゃないかなと感じています。

それから、説明会には参加したけど実際応募していないと、で、1社だったと。じゃあなぜ説明会まで来て意欲を見せたのに応募しなかったのか、してもらえなかったのか。そこら辺の参入しなかった理由というのは聞いているのかということも1つ聞きたいのと。

5年間の指定管理料で、総額は前回よりは上がっている、15%という説明だったんですが、

5年間同じ金額が提案されているんだと思います。ただ、毎年物価も人件費も上がっているんですけど、これは例えば上がっても、それはもう指定管理を受けた事業者が企業努力でその予算内でこなしなさいと言うのか、物価が上がった分の指定管理料の変更というのはその後あるのか、そこを教えてください。もう時間が過ぎていきますので、簡単でいいです。

○委員長（永井佑君） スポーツ施設担当課長。

○スポーツ施設担当課長 お尋ねのお話で、スポーツ施設の場合ということでお答えさせていただきますけども、まず1点目の説明会への参加というのは、応募者数よりはもう少し多くございます。スポーツ施設の例でございますけども、今回8グループを募集しておりまして、説明会の段階では各事業者様、団体様がそれぞれ単独でエントリーされて参加されますので、今回は延べ21の事業者様等が参加されました。それから、応募のための実際のエントリーの流れの中で、スポーツ施設の場合はなかなか、施設管理のハードの面からソフトの運営、様々なノウハウが必要ということもありまして、単独で説明会に参加された事業者様が最終的には比較的複数でJVのような形で集約されて、ノウハウを生かして応募するという流れになるケースが過去の応募から見ても恐らく多いんじゃないかというふうに私どもは受け止めてございまして、今回、スポーツ施設8グループのうち半分で複数の手が挙がっておりまして、先ほどの全体と同じように、傾向としては過去よりは応募件数は伸びているんですけども、やはり説明会の数と比べますと、かなりそういった形で集約されてエントリーされているという傾向が1つ少ない要因としてはあるのかなと考えてございます。

あと、先ほども言いましたけど、そういった意味では、単純に施設管理だけではなくて運営面、それから有料施設の利用の許可とか、ノウハウが多岐にわたるということが、なかなか気軽にといいますか容易に参入できるかというところで、少し慎重な検討をされているところもあるのかなと思ってございます。

それから、指定管理料が上がった分の、今回また指定管理が始まってからの変更ということにつきましては、これは最終的な基本協定を結ぶ中でも盛り込まれると思いますけれども、想定外の社会情勢、経済情勢が変わった際の変動の協議というのは当然今までどおり、今までもそうだったんですけども、甲乙協議の上、そういった対応は個別に判断していくということには変わりはないと認識してございます。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 宮崎委員。

○委員（宮崎吉輝君） ありがとうございます。

最後に要望だけ。多くの事業者に参入していただくことによって、よりよい提案が複数出てくるし、それが市民サービスの向上にもつながっていくんだと思いますので、こういった条件だと応募しやすいのかという、応募しようと思う事業者の声も聞きながら、しかし次の応募は5年後になりますので、またその5年間の中で多くの事業者から参入したいという声上がるような努力をしてほしいということをお願いして、終わります。

○委員長（永井佑君） ほかにありますか。有田委員。

○委員（有田絵里君） 1点だけ確認です。令和5年の若松図書館のことを思い出したんですけども、あのときってコンプライアンスの問題がすごく取り沙汰されたかと思うんですけど、今回、指定管理を1年延ばして、いろんなところをまたやり直したんだと思うんですけども、そういった面っていうのは、今回選定するに当たってコンプライアンスの件とか、あとは、あのときは社長に一極集中の経営方針であったのを分散させるような方針に変えたとか、いろいろ社内の規定とかも変えられたと思うんですけども、そういった会社の在り方というか、そういった部分というのは今回指定管理者の選出をする際にきちんと見ていただいているんでしょうか。

○委員長（永井佑君） 運営企画課長。

○運営企画課長 まず初めに、昨年度の若松図書館の指定管理者における不正行為につきまして、ペナルティー等の議論があったところでございますが、これは市全体の指定管理者制度の見直しの中で位置づけられたものですが、不正行為へのペナルティーなどとして、運営実績を評価に連動させた制度が導入されております。具体的には、評価が低い場合は次の指定管理者の選定の際に減点をするというふうな制度が設けられているところです。

それから、昨年度、指定管理者として日本施設協会が不正行為を行ったということで、若松図書館につきましては指定管理者が変更になっておりますが、その後も日本施設協会におきましてはコンプライアンスの取組を実施していただいております、それにつきましても報告をいただいているところでございます。今回の八幡図書館の指定管理者の募集に当たりましても、コンプライアンスのところにつきましては評価項目に加えておまして、そこも確認をするようにしております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 有田委員。

○委員（有田絵里君） ありがとうございます。

日本施設協会だけでなく、こういった問題が1つ起こったということであれば、ほかの会社でもこういったことが今後起こり得るといふような危機感というのは常に持つておかないといけないんだと思うんですよね。なので、そういった施設選定、指定管理者制度を使つての選定の際にきちんと市で確認をしていただく、調査をしていただく際にはこういったものがきちんとなされているかどうかというのは、私たち市民としては安心材料の一つになるかと思つたので、市でそういった選定をしていますと自信を持つて言つていただけるようにしていただいているということであれば私も安心なので、その部分を改めて教えていただけないでしょうか。

○委員長（永井佑君） 運営企画課長。

○運営企画課長 昨年度の図書館の指定管理者である日本施設協会の不正行為につきましては、昨年度から現在に続きましてしっかりと確認をしております。これにつきましては、他の指定管理者につきましても注意喚起、指導等を行つております。毎月、事業報告等もこちらに

上がってまいりますので、そういったときにこちらも実績をしっかりと確認して、そういった不正行為が起こらない環境づくりに努めているところです。以上でございます。

○委員長（永井佑君）有田委員。

○委員（有田絵里君）ありがとうございます。

税金を使つての運営ということで、すごい大事な事業をそれぞれの施設でしていただいていると思います。しっかりそういった部分のチェックも含めて適切にいただいていると信じておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（永井佑君）ほかにありますか。大久保委員。

○委員（大久保無我君）さっきの中村委員とのやり取りの中で、すみません、私が正確に聞いていなかったんですけど、指定管理の見直しを1年間かけてやったという中の目的の一つに、応募する団体を増やしたいというような話があったんですけど、そういう話でいいんですかね。

○委員長（永井佑君）総務課長。

○総務課長 新たな見直しの視点は2つで、その一つが企業の参入の促進ということで、応募を増やすということです。もう一つが施設の価値向上ということで、そういったいろんな企業から御提案いただくことで民間のノウハウをより一層發揮いただいて施設の価値を高めていくと、そういった2つの視点で見直しが行われたものと認識しております。以上です。

○委員長（永井佑君）大久保委員。

○委員（大久保無我君）分かりました。

例えば応募するときに、標準的な仕様ですよ。例えば体育館だったらこのくらいの電気代がかかりますよとか、掃除は何回してねとか、施設の草刈りは年に2回は必ずしてねとかというように、かかる費用とか標準的なものに対しての情報提供とか、そういうものは事前になされるんですかね。

○委員長（永井佑君）スポーツ施設担当課長。

○スポーツ施設担当課長 今のお尋ねの件ですけれども、まず募集要領の中で料金に関しましては、上限額というトータルの額が示されておりまして、その内数の中で、今委員がおっしゃられました例えば光熱水費とかは、基本、実費精算ということで、精算払いというのが原則になっておりますので、光熱水費等の精算払いの枠としては上限額の内数で幾らっていうのが固定の額として示されます。そういう形になります。

あと、金額以外の情報提供に関しましては、基本、性能発注という形になりますので、どこに何人を配置するとか、こういった業務を何回するとかという、あまり細かいところまでは基本触れない形で、施設そのものの規模とか運営の時間、供用時間とかそういう基礎的な情報を提示して、あとは目標数値として、市が要求水準という形で、例えば年間の来場者数とか利用者数とかそういったものを施設ごとに判断して設定して、それを達成するための具体的な手段については事業者様から御提案いただくと、そういった形になってございます。以上ござい

ます。

○委員長（永井佑君） 大久保委員。

○委員（大久保無我君） ありがとうございます。

ということは、かなり指定管理を受ける側の裁量に委ねられていますよということですね。分かりました。

評価の項目なりを見ていく中で、先ほども言われたように新しいところの参入の促進みたいな話があったんですが、実績を結構求める、実績があるよねとかという話が結構出ているんですよ。実績っていう話になってくると、なかなか、新規参入とか新しくチャレンジしようみたいな話になっても、その実績がないとマイナス評価になる。5点ありますもんね。実績が5点満点の5点になっているので。となると、じゃあそこはもうゼロになってしまうのか。要は参入しにくい、これって評価の中では障壁にならないのかなということを見ていて思ったんですけども、やっている側としてそこら辺はどのように考えられているのでしょうか。

○委員長（永井佑君） スポーツ施設担当課長。

○スポーツ施設担当課長 今のお尋ねでございます。委員が先ほどおっしゃいました全体の評価の項目は、基本的には統一的なものが示されておるんですけども、その中で実績・経験、こういった類に対応する項目としても1つ、配点としては5点設定されているということでございます。これは実績が単純にあるかないかということで5かゼロかという、ゼロか100かというところまでは実際にはならず、5段階で検討会の委員で点数をつけると。1から5までということで、それを5点満点という中で何点つけるかっていうところが最終的には評価されますので、ワンランク変われば1点差が出るっていう形に、具体的には、例えば5段階で真ん中の3点という評価だったら3点になるんですけども、1段階高い評価になれば4ということになりますので、実際そういった形で1点とか2点とかそういった差がそこら辺の中でついていくということになります。それが最終的には、今回、点数全体としては110点満点というのがベースになってございますので、その110点の中の5点がまず実績・経験ということで、その中の5段階で差が出てくるという形になってございます。実績・経験というのも当然結果的には評価の中で見ていくことにはなるんですが、それをもって直ちに大きく左右されると、実績がないと全く手も足も出ないということには制度の設計上もなっておりませんので、私どもとしては全体であくまで評価していると考えてございます。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 総務課長。

○総務課長 すいません、ちょっとだけ補足なんですけども、実績の欄の見方が、必ずしもその施設で実績があるだけじゃなくて、同様のほかの施設でもそういう施設の管理運営をやってきたとか、そういったほかの施設もきちっとやってきたということも実績に加味されますので、必ずしもその施設をやっていたからすごく有利というような配点の基準にはなっていないというのが現状であります。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 大久保委員。

○委員（大久保無我君） いや、そうなんです。だから結局、誰であれ初めてやる時は初めてなんです。だから、どこにも実績がないと思うんです。初めてやるときに、参入で手を挙げるじゃないですか。初めてやったときに実績・経験が当然ないわけですから、そこがないってなると、基本的にはゼロじゃないですか。ですよ。3とかにはならないですよ。したことがないのに、どこの指定管理も受けたことがないけどチャレンジしようと思って手を挙げたのに、実績がありませんってなったら、じゃあ3点ですねにはならないわけでしょ。そこで大きな影響はないかもしれませんが、実績があるかないかって言われたら、ないよねって、これが原因で取れなかったりとかすると、永久に実績なんかつくりようがないわけですよ。じゃあ逆に、実績をつくるためにどうしたらいいんですかっていう話になってくると思うんです。

なので、実績を全く求めなくていいとは思わないですけど、こういう項目が1個あると結構それは一つのハードルというか障壁にならないのかなということ、促進と言いながらこういう項目は、過去やってきた人たちに有利な加点にならないのかなというのをちょっと心配したので、こういう質問をさせてもらいました。せっかく見直したのに、こういう意見、議論がなかったのかなというのをちょっと思いましたので、意見として今後の参考にしていただければと思います。以上です。

○委員長（永井佑君） ほかに。藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） 最初に都市ブランド創造局からお話がありました。都市ブランド創造局のほうは数が多いんですね。教育委員会は1つだけということなんです。それで、全体的にこの指定管理者の問題というのは、私はやっぱり基本的に公務労働における不安定な非正規雇用といいますかね、人件費を抑えるということが1つ大きなその事業体にとっては課題であろうし、私は問題だと思ってきたんですけれども、今回の見直しの中で人件費をやはりちゃんと考えて、会計年度任用職員というようなことを基準に考えられてきたというようなことが先ほどあったかと思うんですね。

それはそれで結構なことだと思うんですけれども、それで、教育委員会の図書館は同じところでしたね。都市ブランド創造局のほうは幾つか入れ替わったところがありますね。そうすると、入れ替わったところは、今まで働いていた人たちが仕事を失うということになりかねないと思うんですが、そういう雇用の継続とか安定とかそんなことについてはどんなふうに具体的にになったか、そういうところまでも考慮されているのかどうか1つと。

それから、市が指定管理者を指定するときに、人件費について、特別、会計年度任用職員のことを念頭にというようなところをチェックしたのかどうかということをお尋ねします。

○委員長（永井佑君） スポーツ施設担当課長。

○スポーツ施設担当課長 今のお尋ねのことで、スポーツ施設の場合のお答えになりますけれ

ども、まず1点目の、事業者が今回替わったところはスポーツ施設も1つありまして、その場合の現雇用スタッフの方々の処遇といいますか取扱いのことなんですけども、最終的には事業者が、今回候補者が決まって正式に今後決まっていくという流れの中で、しっかり我々も協定を結ぶ中で、人員配置の計画とかそういったのを確認しながらやっていくことになっていきますが、例えば浅生スポーツセンターは今回事業者候補が替わっておりますけれども、現雇用スタッフの方につきましては、基本的に希望があれば優先雇用をする方向で今回御提案をしていただいていますので、今御指摘があったようなところというのは私どもも当然一つの問題点といいますか、フォローしていかないといけない部分としての認識はございますので、そういった提案に基づいて対応を考えてございます。

提案の際の会計年度任用職員の単価の見直しとかということの反映につきましては、基本的には人件費は目安として、募集の際に、各募集のロットごとに何%ぐらい従前よりアップが反映されていますよという数字が公表されて、それを見て参考にさせていただいているということなんですけども、数字の上ではあくまで全体の中での上限額に対しての提案額ということを出てきてございますので、今の選定の段階でそこを一つ一つ内訳までを評価するというのではなくて、今後候補者が決まった後に、具体的に、先ほど申し上げた金額だけではなくて、提案内容、人員配置、そういったトータルの中でフォローしていくということになるかと思っております。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） ありがとうございます。

最後に1つ、北九州市もそうなんですけども、全国的に、公共事業とか公務労働における人件費のことが課題になっているかと思うんですけども、その中で、公契約条例をという動きも全国的にはあって、北九州市も研究しようということになってはいますが、なかなか進みませんね。やっぱりとても厳しいんだと思うんですけども、そうした中で、ちょっと私も勉強不足ですけど、指定管理者制度の中で公契約条例をつくっているような自治体、適用している、公契約条例を割と積極的に取り入れているところがあるじゃないですか。福岡県内でもあるし、東京都などもあるんですけども、そういうところがもし分かっていたら教えていただきたいと思っております。

○委員長（永井佑君） 総務課長。

○総務課長 公契約条例等の制度は所管しておりませんので、所管局にお尋ねいただければと思います。

○委員長（永井佑君） 藤沢委員。

○委員（藤沢加代君） 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○委員長（永井佑君） ほかに。中島委員。

○委員（中島隆治君） 私も1点だけ。今回、2つの点で見直しをされたということでありました。それで、企業の参入促進という部分では一定の効果があったという説明でした。

もう一つの、施設の価値向上というところなんですけれども、これをしっかりと市の方向性として変えていこうという流れの中で、説明会の中できっちり話はされてあるものと思っておりますけれども、特に、引き続き1者しか参入していないところで、今回そういった提案の中で施設の価値向上という部分がしっかりと反映された上での提案がなされていたのかどうか、そこら辺のことはどうなんでしょうか。

○委員長（永井佑君） スポーツ施設担当課長。

○スポーツ施設担当課長 今回制度が変わったことに伴って、提案の中への反映ということにつきましては、施設の価値を高めていくということでは、スポーツ施設の場合は、言い方を変えれば利用促進、市民利用の拡大を図っていくための取組ということになろうかと思うんですけれども、そういったところでは新規の事業者様それから継続の事業者様共通でございまして、やはりスポーツ施設の場合は事業者の自主事業という形で、様々な市民の方に利用していただく機会をどういうふうにつくっていくかということで、各種のスポーツ教室をたくさん施設の状況に応じてやったりしていますけれども、今回もまたそういった新しい提案とかというのも出てきております。今提案の中でそれを自主事業としてどこまでやっていくかというのは今後協議の上で協定の中で定めていくこととなりますので、引き続きやっていただく事業者の方も当然新しい視点でといいますか、より積極的にという提案は各種出てきてございます。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 文化芸術担当課長。

○文化芸術担当課長 文化施設に関しても、1者しか応募がなかった施設、それから条件付公募で対応された施設とございますけれども、両施設からも、例えば響ホールからは、障害の有無にかかわらず良質な音楽に親しむことを目的としたインクルーシブ公演の実施とか、戸畑市民会館であれば、福祉という特色を生かして福祉をテーマにした映画上演会を開催するなど、様々な新しい提案がございました。以上でございます。

○委員長（永井佑君） 中島委員。

○委員（中島隆治君） 分かりました。新しい視点で積極的に考えていただいているってことが分かりましたので、また新しい、価値が向上するような取組をぜひお願いしていただきたいと思います。以上です。

○委員長（永井佑君） ほかにないですね。

ほかになければ、以上で報告を終わります。

ここで執行部は退室願います。

（執行部退室）

次に、所管事務の調査を行います。

質の高い教育環境の整備について及び観光・文化・スポーツの振興による都市ブランドの向上についての以上2件を一括して議題とします。

本日は、以上2件の調査事件について取りまとめを行いたいと思います。

正副委員長において作成した報告書案をお手元に配付をしております。この報告書案について御意見はありませんか。

(「なし」の声あり。)

それでは、本案をもって本委員会の報告書としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で所管事務の調査を終わります。

本日は以上で閉会します。

教育文化委員会	委員長	永井	佑	㊟
	副委員長	森	結実子	㊟